

(別紙)

傍聴される報道関係者の皆様への留意事項

平成19年度水源林造成事業期中評価委員会の傍聴に当たっては、次の留意事項を遵守して下さい。

1. 事務局の指定した場所以外には立ち入らないこと。
2. 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴すること。
3. 傍聴中は静粛を旨とし、以下の行為を慎むこと。
 - ① 委員等の発言に対する賛否の表明又は拍手
 - ② 傍聴中の入退席
 - ③ カメラ・ビデオカメラ等による撮影、テープレコーダー等による録音（ただし、座長が認めた場合を除く）
 - ④ 新聞・雑誌、その他、議案に関係のない書類等の読書
 - ⑤ 飲食及び喫煙
4. その他、座長及び事務局の指示に従うこと。